

釧路司法書士会報

Vol.126

2017

September

9

月号



平成29年度第80回日司連定時総会報告

「法定相続情報証明制度」についてほか

126号目次

CONTENTS

- 3** 平成29年度第80回日司連定時総会報告
釧路司法書士会 会長 野村 一 仁
- 5** 「法定相続情報証明制度」について
釧路地方法務局総務課庶務係長 中尾 秀 和
- 6** 「法定相続情報証明制度」を利用しましょう
釧根支部 大平 明 夫
- 7** 第80回日司連定時総会の報告
釧路司法書士会 代議員 酒井 勝 己
- 8** 新入会員あいさつ
北網支部 窪 田 篤 弘
- 8** 新入会員あいさつ
北網支部 森 谷 崇 継
- 9** 「司法書士となって」
北網支部 森 田 拓 巳
- 10** 入会ご挨拶
釧根支部 後 藤 毅 俊
- 10** 入会ご挨拶
北網支部 須 藤 和 典
- 11** 写真で見るイベント
- 11** 業務日誌
- 14** 編集後記 会報編集委員 北網支部 森 田 拓 巳

《表紙の写真》

2017年第67回勝毎花火大会より 釧根支部 大平 明夫



平成29年度第80回日司連定時総会報告

釧路司法書士会 会長 野村 一 仁

標記の総会が下記日程で開催され、この会議に釧路会十勝支部酒井勝己代議員とともに参加しましたので以下ご報告します。

日 程 平成29年6月19日（月）
午後12時30分～午後7時15分
平成29年6月20日（火）
午前9時30分～午後4時40分
場 所 東京 渋谷ヒカリエ
ヒカリエホール

例年は木曜と金曜に開催されていた標記の総会でしたが、今年は週初めの日程となりました。

会場の席順はブロックごとに決められており、北海道ブロックは最後方でした。

12時30分に開会宣言がなされ、セレモニーが続きました。今年は金田勝年法務大臣が来賓で出席しており、同人から来賓挨拶もありました。その他の来賓としては、盛山正仁法務副大臣、平田豊最高裁判所事務総局民事局長、小川秀樹法務省民事局長、慮容成大韓法務士協会協会長らでした。

セレモニーでは顕彰が行われ、釧路会北網支部の佐々木正夫先生をはじめとする30名の方々が法務大臣表彰を受賞されました。

この紙面を借りまして、佐々木正夫先生改めてお祝い申し上げ、今後の更なるご健康とご活躍をお祈りします。

さて、下記のとおり議長団らが選出され、最初に役員改選の議案が提案されました。

議長＝毛受（めんじょう）正雄（東京会）、
副議長＝田島義規（福井県会）

北海道ブロックからは札幌会の萱原代議員が議事運営委員として選出されました。

なお、昨年は釧路会十勝支部の酒井勝己代議員が議事運営委員として活躍されました。

本会議の最初は、2年に1回の連合会役員
の改選の件であり、今回会長選挙に立候補した
のは2名でした。また、選挙副会長の枠は
3名で立候補したのは5名、さらに10名の選
挙理事枠に16名が立候補し、1名が辞退した
が15名が候補者となりました。

組織員は、会長と副会長には1票を投ずる
ことが出来、理事には3票投票することが出
来ます。ただし、累積投票は出来ないので、
同じ候補者に2票以上することはできません。

その後、本会議では、例年通り執行部提案
の後、テーマごとに質疑がなされる方式で議
事が進みました。

1日目は司法書士法改正と司法・司法制度
でした。特に本年5月29日にスタートした法
定相続情報証明制度についての質疑が多くな
されました。

1日目の議事が終わり北海道ブロック関係
者にて夕食会を行いました。

2日目は9時10分から9時30分の間に受
付、9時30分からは前日に引き続き質疑と答
弁が行われました。12時15分から30分の昼休
み休憩を経て、12時45分過ぎから午後の本会
議が行われました。

執行部提案のほか、組織員提案として4つ
の議案が提案された。採決の結果、執行部提
案は全て可決され、組織員提案の結果は以下
のとおりでした。

議案第24号 「各単位会が実施する裁判所
提出書類の作成に関する相談についての法律
支援事業への助成の検討を開始する決議」承
認の件【可決（賛成248／出席293）】

議案第25号 「組織的な犯罪の処罰及び犯
罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正

する法律の廃止を求める決議（案）」承認の件【否決（賛成98／出席293）】

議案第26号 「日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）は、平成31年（2019年）第82回日司連定時総会終結後に就任する役員を予選により選任するため、日司連規則一部改正議案を次回総会に上程し、また、会則一部改正の総会承認を条件とした関係諸規則等の改正を行う決議」承認の件【否決（賛成116／出席293）】

議案第27号 「金融庁等に対し、多重債務問題の抜本的解決の妨げとなっている銀行等のカードローンに関して、総量規制の導入を求め、改めて積極的に多重債務者救済の活動をする決議」承認の件【可決（賛成255／出席293）】

15時過ぎからはいよいよ役員改選の投票結果の公表等がなされました。役員改選の結果は以下の通りです。

議案第23号 役員改選の件 総投票数296票
会長（定数1）

【当選】今川 嘉典（石川県会） 158票
推薦副会長 小澤吉徳（静岡県会）
三河尻和夫（福岡県会） 138票
推薦副会長 中谷豊重（大阪会）

副会長（定数3）

【当選】鯨井 康夫（神奈川県会） 72票
【当選】山内 鉄夫（大阪会） 70票
【当選】峯田 文雄（山形県会） 63票
（次点）櫻井 清（東京会） 57票
長谷川 清（滋賀県会） 34票

立候補理事（定数10）

【当選】山本 一宏（三重県会） 89票
【当選】内藤 卓（京都会） 88票
【当選】稲本 信広（熊本県会） 83票
【当選】田川 昭夫（広島会） 80票
【当選】高橋 文郎（福島県会） 78票
【当選】永田 廣次（福井県会） 63票
【当選】樋口威作夫（富山県会） 58票
【当選】立本 宗一（東京会） 57票
【当選】蒔山 明宏（神奈川県会） 56票
【当選】後関 一博（東京会） 48票

（次点）細川 眞二（福岡県会） 44票
鈴木 忠夫（宮城県会） 40票
羽瀬 智文（大阪会） 40票
田村 欣二（滋賀県会） 34票
荻野 恭弘（愛知県会） 24票

ブロック推薦理事

【当選】猿田 史典（札幌会）
【当選】芳賀 聡（岩手県会）
【当選】熊谷 健（長野県会）
【当選】野崎 史生（愛知県会）
【当選】森中 勇雄（京都会）
【当選】末廣浩一郎（広島会）
【当選】片岡幸一郎（香川県会）
【当選】谷崎 哲也（福岡県会）

会長推薦理事

加藤 政也（東京会） 中村信二（熊本県会）
伊見 真希（千葉会） 河野康子（外部理事）

監事（定数3）

川端 辰長（長崎県会）
人見 一（岡山県会）
上本 博（大阪会）

推薦理事

波多 康治（公認会計士）

以上報告します。





「法定相続情報証明制度」について

釧路地方法務局総務課庶務係長 中尾 秀和

1 はじめに

今般、釧路司法書士会会報への寄稿の機会をいただきましたので、本年5月29日に運用が開始された「法定相続情報証明制度」（以下「本制度」という。）における当局の処理状況等について簡単に紹介させていただきます。

なお、文中の意見にわたる部分は個人的見解となりますので御了承願います。

2 制度の目的

本制度は、相続登記が未了のまま放置されることは、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる要因の一つとなっていることから創設されたものであり、相続人の相続手続における負担を軽減し、相続登記を促進することを目的としています。また、預貯金の払戻しといった各種相続手続における負担軽減の効果も期待されています。

制度の詳細な概要及び具体的な手続については、ここでは省略させていただきます。

3 当局における取組状況等について

相続登記の促進といった本制度の目的達成のためには、広く相続人となった方々に利用していただく必要があります。

当局では、管内の金融機関等に対し本制度のリーフレット備付け依頼及び説明会開催、市民向け出前講座などの広報活動を実施しています。

7月末段階で、当局全体で100件以上の申出がされ、相談件数も100件以上となっています。

4 相談事例について

本制度については、順調に運用されているところですが、一般の方からの相談事例について幾つか紹介させていただきます。

(1) 法定相続情報一覧図（以下、「一覧図」という。）と相続関係説明図について

本制度における一覧図は①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び生年月日②相続開始における同順位の相続人の氏名、

生年月日及び被相続人との続柄をその内容とし、いわば戸除籍謄抄本の束に代替する書面となります。したがって、戸籍の記載から判明しない具体的な相続分や相続放棄の有無といった内容は反映されません。また、数次相続が発生している場合には、被相続人一人につき一つの申出書及び一覧図の提供が必要となります。この点、最終的な財産の帰属先など、戸除籍から判明する以外の情報を含む相続関係説明図とは異なります。

なお、代襲相続が発生している場合は、一覧図には被代襲者の表示は氏名ではなく「被代襲者（年月日死亡）」と表示されます。

(2) 代理人による申出

一覧図の保管等は代理人によっても申出をすることができますが、代理人は法定代理人のほか、任意代理人の場合には①親族②戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者に限られます。この任意代理人として、会員の皆様には広く活躍していただけるのではと思います。

なお、司法書士が代理する場合は委任状のほか、資格者であることの身分証明書の写しが必要となります。

(3) 一覧図の記載に誤りがある場合

一覧図は、申出人が作成し、そのままスキャナで読み取られて一覧図の写しとして交付されます。一覧図に誤りがあった場合は、誤りを訂正し、清書された正しい一覧図が必要となります。

5 最後に

本制度の普及は、相続登記の促進のみならず各種相続手続の簡素効率化に繋がります。当局におきましても、引続き広報活動を実施するほか、適正及び迅速な処理に心がけていきますので、会員の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。



「法定相続情報証明制度」を利用しましょう

釧路支部 大平 明夫

相続手続きを簡素化する法定相続情報証明制度が本年5月29日から施行されています。

そこで、司法書士が代理人となって法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出をする場合についてまとめてみたいと思います。

申し出ができる者は相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者に限られます。その法定代理人ももちろんであり、これらの者からの委任により申出することになります。

必要書類は、当然ながら、被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本及び最後の住所を証する書面です。ただし、相続による登記の申請と併せて申出をする場合に限り、必ずしも出生からのものとすることなく、登記申請の審査に必要な範囲で差し支えない取扱いとなっています。あとは相続人の戸籍抄本及び住所を証する書面です。

なお、これらの書類は不動産の相続登記と併せて委任されなくとも、職務上請求書で取得することができます。

相続証明書が揃ったところで法定相続情報一覧図を作成します。これはA4縦の丈夫な用紙を使用し相続関係説明図のような形式で作成します。列挙形式の記載でもかまわないですが一見して相続関係が判りにくいと思われれます。

記載事項は、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日、相続人に関しては、相続開始の時における同順位相続人の氏名、生年月日、住所及び被相続人との続柄を記載します。代襲相続がある場合は、被相続人と代襲者の間に被代襲者がいることを表すこととなります。

法定相続情報一覧図には、相続開始時の相続人のみを記載し、相続開始時にすでに死亡している子や離婚している配偶者等、相続人以外の氏名は記載してはいけません。相続開始後に死亡した者についても死亡の日付は記載しません。

最後の住所は、住民票の除票又は戸籍の附票により記載します。これらが市区町村において廃棄されている場合は、項目名を「最後の本籍」に修正し、被相続人の最後の本籍を記載します。

相続人の住所は任意的記載事項ですが登記以外の手続きでの使用を考えると住所の記載をした方がいいと思われます。なお、相続人が死亡しており、住民票の除票又は戸籍の附票が市区町村において廃棄されている場合は、記載しません。

作成日を記載し、作成した代理人の資格氏名、事務所所在地を記載し押印します。

あとは法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書を作成し、申出人からの委任状、申出人の本人確認書面及び釧路司法書士会発行の会員証の写しを添付して申出すれば法定相続情報が交付されます。

申出人の本人確認書面については、謄本を添付する場合は申出人本人が原本と相違ない旨を記載し署名又は記名押印をする必要がありますが、相続による登記の申請と併せて申出をする場合は代理人によるものでも差し支えありません。

以上簡単ではありますが、皆様の参考になれば幸いです。



第80回日司連定時総会の報告

釧路司法書士会 代議員 酒井 勝己

平成29年6月19、20日の両日開催された第80回日司連定時総会に代議員として出席致しましたので、ご報告致します。

私は代議員として2期目で、3回目の定時総会の出席となります。

1年目は選挙管理委員、2年目は議事運営委員として総会の裏方として働いていたため、議論の内容を聞くことが出来ず、歯痒い思いをしていましたが、3年目にしてようやく最初から最後まで会場にて白熱した議論を聞くことができました。

本年は役員改選時期でもあり、異質な空気感が会場に満ちていました。

会長選挙の得票数は、今川新会長が158票、三河尻元会長が138票となり20票の僅差で今川会長が選任されました。

両候補者共、選挙公約に大差はないように思いましたが、現執行部に対する評価、法定相続情報証明制度導入に対する対応等が、勝敗の決め手になったように個人的には思います。

討論の中では、1期で会長が変わることへの反対意見が出されていました。

確かに、新執行部は引継ぎを含め、実質2年の任期をフルに活用できない状況です。

組織改革対策部では、本総会に予選制度導入に関する会則一部改正の議案を上程する準備を行ってきましたが、本総会では残念ながら執行部の判断で上程は見送られました。

日司連の重点事業の内、以下の3項目が緊急に対応することが求められている事業として掲げられています。

1. 相続登記の促進及び空き家・所有者不明土地問題対策
2. 成年後見制度利用促進基本計画への十分な対応と未成年後見に関する取り組みの

強化

3. 政府IT国家戦略と規制改革への対応

現在別送方式の見直しを含む、完全オンライン化システムの導入が議論されており、また所有者不明・相続登記未了問題は、社会問題として大きく取り上げられるようになりました。

聞くところによると、政府内の議論において、相続登記未了土地が放置されているのは、司法書士が相続登記をしっかりとこななかった為であるから、この点についても検討すべきとの意見が出されたとの事です。

この様な誤解が一般的に広がらない為にも、しっかりとした議論、対応の検討が必要だと思えます。

今後益々、私達司法書士を取り巻く環境が急速に変化していく中、法務省、関係機関、各種団体等と安定して、しっかりと議論を行っていくためには、役員改選時の引継ぎ期間における執行の空白期間を解消しなければなりません。

色々な課題は指摘されてはいますが、予選制度の導入は必要だと思えますので、是非来年度の総会では予選制度導入の議案を上程して頂きたいと思えます。

個人的には連合会の会長は2期務めて頂きたいと思えますが、せっかく大きな理想を掲げ、司法書士会、一般市民のために立ち上がり当選された方ですので、せめて2年間はフルで理想とする事業を行える環境を整えることは必要ではないでしょうか。

最後に代議員として、総会出席だけではなく総会の裏側も体験でき、非常に貴重な経験をさせて頂きました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。



新入会員あいさつ

北網支部 窪田 篤 弘

昨年、釧路司法書士会に登録させていただき斜里町で業務を行っております司法書士の窪田篤弘です。

今後とも研修会等でご一緒しましたらよろしくお願ひします。

私は、兵庫県西宮市出身で、平成26年の司法書士試験を合格後、研修会は、兵庫会の研修・近畿ブロックの研修・全国研修を受講させていただきました。

その後、司法書士事務所での勤務を終え、斜里町での業務を開始しました。

私が業務開始後感じた兵庫県での勤務時代と斜里町での業務との違いは以下のようなのでしょうか。

1. 司法書士の数の違い（勤務していた西宮市では80人ほどに対して斜里町では3人）
2. 法務局までの距離（勤務していた西宮市では車で10分ほど、斜里町から釧路地方法務局北見支局までは車で100分ほど）
3. 公証人の数の違い（私の勤務していた最寄りの阪神公証センターでは5人、斜里町の最寄りの北見公証役場では1人）

1については、勤務時代では顔を知らない

市内の先生はたくさんいましたが、斜里町ではもちろん知らない司法書士の先生がいるということはありません。

2については、勤務時代では決済・担保設定の案件は取下げのリスクを少しでも下げるため、書面申請のみで行っていましたが、斜里町では法務局までの距離があるためすべてオンライン申請で行っています。

3については、勤務時代では業務を進める上での公証人の先生との相性等を考慮し、公証人の先生の選択肢がたくさんありました。

上記のような都市部と地方との違いに戸惑いながら、もう少して1年が経過しようとしています。

「どうして斜里町を選んだの？」と知り合った人によく聞かれるのですが、司法書士の業務を通じて地域の人のためになるような仕事をしたい、法律のことで悩んでいる人の力になりたいという思いでこの地にやってきました。

1年を振り返ってみますとその思いが空回りするようなことも様々ありましたが、一生懸命頑張りたいと思っております。



新入会員あいさつ

北網支部 森 谷 崇 継

昨年10月に釧路司法書士会に入会させていただきました、森谷崇継と申します。よろし

くお願ひ致します。

現在、北見市の近江司法書士事務所にて勉

強ささせていただき、丸一年が経過するところですが、「司法書士」の存在価値、その意義や司法書士である自分自身の在るべき姿がまだまだ不透明のまま、日々を過ごしています。

見えていないものが沢山ある分、発見の毎日でもあり、焦らずに司法書士としての日々を感じております。

日々が発見とは貴重なことですが、不安も付き纏う業務だと痛感しており、どれほどに自己防衛機能（本能）を働かせて、業務をこなしていくかが試される職種だと思います。「司法書士」であることが生命線である以上、

身を守りつつ、依頼内容を処理することが必須だと考えております。

ところで、私は釧路司法書士会では最年少の新人ということもあり、会務や研修関係について通常より積極性を求められる立場かと思えます。

しかし、居住が北見市ということも、すべてに参加ということは出来ませんが、できる限り参加はしていきたいと思っておりますので、諸先輩方、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



「司法書士となって」

北網支部 森田 拓巳

私は、平成28年度司法書士試験に合格、斜里郡斜里町で平成28年12月より司法書士となりました、森田拓巳と申します。

合格後間もない、また、新人研修も終わっていない時期での自身の登録を受け付けていただいた、釧路司法書士会会長をはじめとする関係各位の方々にはたいへん感謝しております。

私が司法書士になったことを知った周囲の反応の中には、「儲かってしょうがないでしょ?」「定年気にせずいつまでも働けるね」など、お気楽な発言も正直多いものでした。

私の交友関係に問題があるのかもしれませんが、司法書士に対する反応の中には、そのようなものも少なからず存在することと思います。

どんな仕事にもそれなりの苦労は付きもの

ではあるが、その業務内容の特殊性はもちろん、依頼の獲得、印紙代の立て替え、報酬の回収など、世間の評価よりも司法書士の現実の苦労ははるかに多いと思えます。

しかし、世間の評価が前述のようなものであるのは、先輩司法書士のみなさんが、苦労のそぶりも見せずに仕事をこなしてきた証であると考えます。

私はこれから司法書士として、世間の司法書士に対する評価を変えることのないように、精一杯尽力していきたいと思えます。

最後に、バイクツーリングが趣味なので、バイクツーリングが趣味、趣味であったまたは興味がある先生は、気軽に話しかけてください。

よろしく申し上げます。



入会ご挨拶

釧路支部 後藤 毅 俊

平成29年1月に入会しました。宜しくお願
い致します。

30余年の法務局勤務、2年の登記相談員を
経て、この4月より業務についております。

法務局及び相談員在職中においては、会員
の皆様の多大なるご支援とご協力に対して、
感謝申し上げます。

立場が逆になりました現在、相談業務も含

めて試行錯誤の連続で日常の業務を遂行して
おり、一つ一つの事件における責任の重さを
痛感しております。

今後は、地域の皆様の信頼を得べく、微力
ながら精進してまいります。

会、諸先輩の皆さまのご指導ご鞭撻のほど、
宜しくお願ひ申し上げます。



入会ご挨拶

北網支部 須藤 和 典

本年5月22日付をもって、釧路司法書士会
に入会しました。どうかよろしくお願ひしま
す。

簡単に自己紹介させていただきます。

出身は釧路市で、昭和53年に釧路地方法務
局に採用され、その後、札幌局、旭川局の勤
務を経て、本年3月に定年退職しました。

法務局在職期間中の平成元年から平成3年
までの期間、釧路地方法務局北見支局で勤務
していたので、本年4月以降、その間に知り
合った司法書士等の方々から親しく声をかけ
ていただき、大変、嬉しく感じたところです。

ありがとうございました。

これといった趣味や特技はありませんが、
経験のないこと、苦手なことに挑戦してみた

いと思い、一番不得意な音楽に取り組むこと
を決意し退職記念にギターを購入しました。

予定どおり上達できれば、来春には弾き語
りができるレベルになっているはずです。(で
きるかな？ライブ等の予定はありません。)

最後になりましたが、司法書士法によれば、
「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関
する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実
にその業務を行わなければならない。」とさ
れています。微力ながら、私もそのために力
を尽くしたいと思っていますので、ご指導お
願ひいたします。

簡単ですが、入会の挨拶とさせていただきます。

写真で見るイベント



司法書士の日無料相談会
平成29年8月4日（金）北見芸術文化ホール

釧路司法書士会 業務日誌

(H29.4 ~ H29.8)

4月

April

1日(土)	量定意見小理事会	於：事務局
6日(木)	釧路市建設指導課	於：事務局（菅原亮理事）
6日(木)	補助者申請 【島田事務所 須藤和典 殿】	
11日(火)	監査	於：事務局
11日(火)	補助者申請 【後藤事務所 大庭みゆき 殿】	
13日(木)	平成29年度 第1回 会長会 1日目	於：日司連ホール（野村会長）
14日(金)	〃 2日目	於 〃
16日(日)	理事・支部長合同会議	於：事務局
22日(土)	第1回 北海道ブロック司法書士協議会理事会	於：札幌司法書士会館 (森副会長、有賀副会長)
22日(土)	綱紀調査委員会	於：事務局

5月

May

8日(月) 補助者申請 【佐々木正夫事務所 上野はるか 殿】

10日(水)	登録面接【須藤和典氏】	於：事務局
10日(水)	補助者申請【佐藤正樹事務所 武井新子 殿】	
11日(木)	会長・副会長・在釧理事会	於：事務局
19日(金)	釧路土地家屋調査士会 定時総会	於：釧路プリンスホテル（野村会長）
20日(土)	綱紀調査委員会	於：事務局
20日(土)	研修委員会	於：釧路プリンスホテル
20日(土)	第50回 釧路司法書士会 定時総会	於：釧路プリンスホテル
22日(月)	釧路市空き家対策協議会	於：釧路市役所（西山支部長）
27日(土)	理事・支部長合同会議	於：事務局
27日(土)	量定委員会	於：事務局
29日(月)	登録交付式【須藤和典氏】	於：事務局
31日(水)	住宅金融支援機構事務処理	於：事務局

6月

June

3日(土)	第2回 北海道ブロック司法書士協議会理事会	於：札幌第一ホテル（ブロック理事）
3日(土)	北海道ブロック司法書士協議会 定時総会	於： （ブロック理事他3名）
12日(月)	成年後見制度利用促進基本計画にかかる市町村説明会	於：札幌市男女共同参画センター （酒井理事）
12日(月)	日司連総会組織委員会	於：札幌司法書士会館 （野村会長、酒井代議員）
19日(月)	第80回 日本司法書士会連合会 定時総会 1日目	於：渋谷ヒカリエホール （野村会長、酒井代議員、 法務大臣表彰 佐々木正夫会員）
20日(火)	第80回 日本司法書士会連合会 定時総会 2日目	於：渋谷ヒカリエホール （野村会長、酒井代議員、 法務大臣表彰 佐々木正夫会員）
30日(金)	住宅金融支援機構事務処理	於：事務局

7月

July

8日(土)	量定意見小理事会	於：事務局
11日(火)	補助者申請【菅原亮事務所 菅原紗和子 殿】	
12日(水)	釧路市空き家関係打合せ	於：事務局（西山支部長）

- | | | |
|--------|--|---------------------------------|
| 21日(金) | 会報編集委員会 | 於：KKR川湯 |
| 22日(土) | ブロック新人研修実行委員会 | 於：札幌司法書士会館（酒井理事） |
| 23日(日) | 第1回 業務研修会「民法改正(債権法)」 | 於：とち館 |
| 25日(火) | 北海道空き家等対策連絡会議 | 於：自治労会館（中川貴志理事） |
| 29日(土) | 第3回 北海道ブロック司法書士協議会理事会 | 於：札幌ACU-A
(野村会長、森副会長、中川貴志理事) |
| 29日(土) | 第1回 北海道ブロック研修会
「保険適用等も含めた交通事故事件に関する研修会」 | 於：札幌ACU-A |
| 31日(月) | 住宅金融支援機構事務処理 | 於：事務局 |

8月

August

- | | | |
|---------------|----------------------|-------------------|
| 2日(水) | 「司法書士の日」無料法律相談会 釧根支部 | 於：釧路生涯学習センターまなぼっと |
| 2日(水) | 「司法書士の日」無料法律相談会 十勝支部 | 於：帯広市役所市民ホール |
| 4日(金) | 「司法書士の日」無料法律相談会 北網支部 | 於：北見芸術文化ホール |
| 14日(月)～16日(水) | 事務局お盆休み | |
| 28日(月) | 釧路空き家相談 | 於：事務局（西山支部長） |
| 31日(木) | 住宅金融支援機構事務処理 | 於：事務局 |



編集後記

ヒアリ「火蟻 (fire ant)」という外来種が輸入貨物にまぎれて国内でその生息数を増やしている、ということがテレビなどで伝えられている。

人に接触した場合やけどのような痛み腫れ、相性にもよるそうだがアナフィラキシーショックで人体に甚大な影響があるそうだ。

日本国内におけるその生息範囲は、規模の大きな輸出入を行う船の出入りする港付近を中心に拡大傾向にあると報じられている。

外来生物にも流入経緯に差があるためか、地域差があり、北海道にも特有の外来種が存在している。

ジャガイモ等に寄生するシストセンチュウ（線虫）という生物だ。

土中に存在し、北海道での作付面積の多い馬鈴薯に寄生し収穫量の悪化を招く生物である。

根絶方法に有効な方法は、直接焼却などの方法くらいしかなく、またジャガイモは収穫した物の一部を種子とし、再度畑に戻す方式で作付されるため、種子に付着した線虫が再度土に戻されていくことにより、蔓延の一步をたどっており、これから収穫の時期を迎える北海道農業の悩みの種であるそうだ。

こういった外来生物の流入は、人間の都合による輸出入の副産物である。

司法書士の業務を考えると、簡易裁判所の裁判代理権が付与されたときは、司法書士がある業界に対しては外来種であっただろうし、本年度法務局において始まった法定相続情報証明制度においては、法務局提出書類作成を業務として代理できる範囲が、弁理士、税理士、社労士、行政書士等に拡大される形となったため、法務局提出書類作成の代理権を法で付与されていた司法書士としては、結果として他土業の流入を受ける格好となったといえる。

土業というのはその職域がそれぞれにあるが、その垣根を動かすのは、社会問題、時代の流れという、単なる人間の都合なのは同じなのだと感じました。

会報編集委員 北網支部 森 田 拓 巳